

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

The Labour Year Book of Japan special ed.

第三編 農民運動

第一章 戦時農地政策と農民運動

第一節 農地政策・小作対策の展開

農地政策・小作対策の体系

日中戦争、ことに太平洋戦争以後になると、政府のこれまでとって来た小作対策・農地政策その他農政全般の性格と体系に大きな変化が生じた。たとえば農民運動対策の一つの中心をなした小作調停にしても、たんに地主・小作人の間に介入して両者を調停し、「農村平和」を維持するという目的以上に、いまや戦争遂行上絶対に必要な食糧生産を確保するという新たな政策目標が現われた。このためには農業から流出してやまぬ労働力を農村につなぎとめ、兵力としての農民、食糧生産者としての農民の減少を防止せねばならない(戦時の農村労働力対策については、本年鑑特集版「太平洋戦争下の労働者状態」第六編参照)。このような戦時経済の至上命令にもとづき、小作調停はさらにいっそう強化せねばならぬし、また同時に自作農創設も一段と推進せねばならぬ。さらに農業の生産基盤たる農地の移動や農地価格・小作料についても国家による管理あるいは統制の手をのびし、食糧増産により適合した条件をつくり出さねばならない。太平洋戦争下の農地政策・小作対策は、このような政策目標のもとに寄生地主的土地所有制度そのものの否定には鋭く警戒しながら、一方ではしだいに直接生産者たる農民——地主の圧迫下にある小作人の保護に傾き、他方、農民の階級闘争的姿勢に対してはあくまで弾圧と懐柔の態度をもつてのぞむ二面政策であった。そしてこのことは、結局において地主的土地所有の機能と経済的利益を国家権力の介入によって制限する政策にならざるをえなかった。これは、太平洋戦争下に農業生産は日一日と縮小再生産への道をすすみ、しかも外国食糧の輸入減とあいまって食糧事情が極度に悪化してゆく情勢下では、全くやむをえない政策の必然的方向であった。そこでまず、戦時下の、農地政策・小作対策を中心とした農政の主軸をつぎに概観しておこう。

(一) 農地調整法

一九三八年制定された農地調整法は、従来の小作対策・農地政策を集大成した戦時立法であって、多くの点において画期的な意味をもつ施策をふくんでいた。

1 小作調停 小作調停法では、地主または小作人の申請によって調停が受理され、調停委員等が両者の間に介入し事件の解決を斡旋したのであるが、調整法によれば、小作争議に関し「公益上必要あり」と認められる時は、小作官みずからが調停の申請ができ、裁判所もこれにもとづき調停できるようにした。すなわち事実上、職権による強制調停への道を開いた。また調停中に必要があると裁判所がみとめたときは、農地の耕作について適当な命令をなしうることにした。

2 小作権の保護 小作農家の生産の確保および生活の安定のため、登記がなくとも小作権が第三者に対抗できるような規定をもうけ、また正当な事由がないかぎり、地主が一方的に小作契約を解除できないと規定した。

3 自作農創設 一九二六年「自作農創設維持規則」の制定以来伝統的小作対策の一翼をなした自作農創設を強化拡充するためその対象を未墾地にまで拡げ、また道府県・市町村その他の団体が自作農創設のため地主から土地を買い入れることができるようにした。

4 農地の管理 兵役その他の理由で農家が農地の耕作や管理ができないばあい、市町村等がそれを管理し、ばあいにより自作農創設のためにその農地を処置できるようにした。

5 農地委員会 右の各種事項のほか、未墾地開発や土地の交換分合等の事項を処理する農地委員会を道府県・市町村に設置した(一九四二年末現在で、市町村農地委員会数は一万〇〇五七に達し、この数は全国市町村数の九三%に相当した)。

(二) 小作料統制令

高額高率の現物小作料が農業生産を阻害し、小作人の生活を圧迫している事実は、戦時下においてますます明白となり(注)、政府はその直接的な統制にのりださざるをえなかった。

(注)日本勸業銀行の調査によれば、一九三六年の全国平均反当実納小作料(水田)は一石三斗で、四一年には一石六斗と、わずかに増加したにすぎない。しかしこれを米価に換算して示すと、三六年の二九円一二銭に対し、四一年には四七円六銭となり、じつに六一%の騰貴となっている。同じように普通畑小作料も五四%の騰貴となっている。食糧事情の逼迫にともなう農産物価格の値上がり小作人の取り分にくらべ、地主の分け前を大はばに増加させたわけである(なおこの点、くわしくは農林大臣官房総務課編「農林行政史」第一巻、一九五七年刊、五七〇～五七一ページ参照)。

一九三九年に施行された価格統制令は、その統制の対象に小作料をふくめていたが、小作料の額だけを規制しても、その減免条件や分配率等についてこまかな規制を加えないかぎり、十分に目的を果たせない。そこで一九三九年一月二日、政府は小作料統制令を公布し、これは同月一日から施行された。この内容は、――

1 小作料の引上げ変更の停止 一九三九年九月十八日現在で小作料の額や種別が決定されていたばあい、地主はその額を超えて引き上げることはできない。また本令施行後それが決定されたばあい、その最初にきめられた小作料の額や種別を基準にして、それ以上の引き上げは許さない。

2 小作料の適正化 市町村農地委員会が適当と認めたときは、一定の手続きを経て、小作料を一定の高さに適正化することができる。また地方長官は、小作料がいちじるしく高いと認めれば、小作料の低減・種別の変更等の命令を地主に対してなす。

3 小作料の適正化 小作料の種別・量率のほか、小作契約における種々な条件についても適正化する規定をもうけた。

(三) 臨時農地価格統制令

戦時下農地価格は上昇し、これは農業生産を阻害するばかりか政府の低物価政策に支障を来たすことになった。政府は、総動員法第一九条の規定にもとづき一九四一年一月三〇日、勅令第一〇九号をもって臨時農地価格統制令を公布、二月一日から施行した。この統制の内容を摘記すれば、

1 賃貸価格のある農地の価格統制 農林大臣の定めた倍率をその賃貸価格に乗じて得られる地価を「停止基準価格」とし、これをこえた農地の売買を許さない。

2 賃貸価格のない農地の価格統制 このばあいは、当事者は地方長官の定める認可価格にしたがって売買しなければならない。

以上の統制地価は原則として一九四九年中に実際に売買された価格を基準にしてそれ以上の騰貴を抑制しようとするもので違反者には三年以下の懲役または五〇〇〇円以上の罰金を課することにした。

日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動

発行 1965年10月30日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 労働旬報社

2000年2月22日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 特集版 太平洋戦争下の労働運動【目次】 次のページ→ ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
